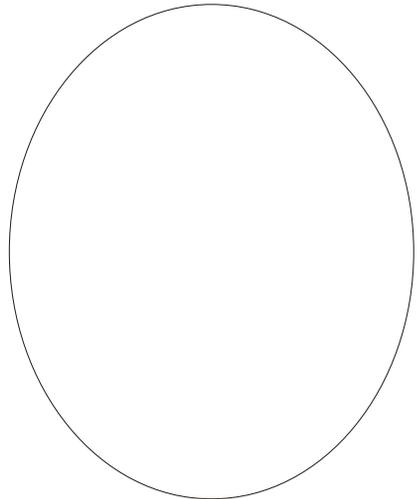


憲法問題シンポジウム

戦後日本と『平和憲法』を考える

神奈川県弁護士会新聞

発行所 神奈川県弁護士会 横浜市中区 日本大通9番地 045-211-7707 URL http://www.kanaben.or.jp/



白井聡氏

6月24日、開港記念会館で白井聡氏を講師に迎えて、憲法問題シンポジウム「戦後日本と『平和憲法』を考える」『永続敗戦』を終わらせるために「永続敗戦」を主催した。白井氏は、著書「永続敗戦論―戦後日本の核心」(太田出版2013年)で、第35回石橋湛山賞、第12回角川財団学芸賞、第4回いける本大賞を受賞した、新進気鋭の社会思想家者である。

「無責任の体系」は、3・11の原発事故で、再び白日のもとにさらされたが、相も変わらず、誰も責任も取らず、何の反省もなされないまま、国の中枢で回り続けている。安倍政権の下、「永続敗戦レジーム」は純化され、その結果として集団的自衛権の行使は容認されたが、今後更に集大成としての憲法改正も現実のものとなるだろうというのが白井さんの分析である。憲法改正に至る過程においては、テロや軍事紛争などの予兆があえて見逃され(泳がされ)、「有事」は作り出され、既成事実を追う形での憲法改正が叫ばれるだろうとい

う予言も実にリアルで恐ろしい。責任は安倍政権ばかりにあるわけではない。私たちが、「安全保障関連法廃止」「憲法を守れ」「戦争はいやだ」と口にするとき、あえて無視している現実がある。それは、憲法9条の下で、日米安保条約とも米軍基地とも自衛隊とも共存してきたという事実である。もはや、これらの欺瞞と真摯に向き合うことなく、先に進むことはできないはずである。白井氏はそのことを私たち一人ひとりに心の底から訴えている。いま直視しなければならぬのは、「敗戦」を否認し続け、歴史を踏まえて東アジアの国々と同じ合意を怠り、アメリカと衝突することも避けてきた、私たち一人ひとりの姿勢である。

6月25日、横浜ロイヤルパークホテルにおいて平成28年度関東十県会定時懇談会 来賓、関東十県会の各会

定時懇談会の様子

の理事者及び各会員が参加し、特に開催会である当会からは多数の会員が参加した。当会の事務局も運営を担って懇談会及び懇親会を支えた。関東十県会定時懇談会は、関東十県会の各会が抱えている問題・課題等を持ち寄り、問題提起・報告・意見交換等を行い、各会の運営の参考にする

ことを主な目的とした会議である。今回の懇談会では、「法律相談センターの活性化策」「委員会の活性化策」「若手支援策」「総会出席者を増やす方策」等といったテーマが取り上げられた。「法律相談センターの活性化策」について、千葉県弁護士会から、相談料を1コマ30分で2000円(税込)としたことで法律相談の件数が劇的に上昇した旨の報告がなされ、また、「委員会の活性化策」について、静岡県弁護士会から、委員

の理事者及び各会員が参加し、特に開催会である当会からは多数の会員が参加した。当会の事務局も運営を担って懇談会及び懇親会を支えた。関東十県会定時懇談会は、関東十県会の各会が抱えている問題・課題等を持ち寄り、問題提起・報告・意見交換等を行い、各会の運営の参考にすることを主な目的とした会議である。今回の懇談会では、「法律相談センターの活性化策」「委員会の活性化策」「若手支援策」「総会出席者を増やす方策」等といったテーマが取り上げられた。「法律相談センターの活性化策」について、千葉県弁護士会から、相談料を1コマ30分で2000円(税込)としたことで法律相談の件数が劇的に上昇した旨の報告がなされ、また、「委員会の活性化策」について、静岡県弁護士会から、委員

平成28年度関東十県会定時懇談会 難題解決へ向けて 活発な意見交換

氏は講演を締めくくった。国の絶望として受け止める知性と感受性をどこまで持ち合わせているのか。(会員 櫻井 みぎわ)

「死刑を考える日」映画と講演会 平成28年9月3日(土) 13時30分 神奈川県弁護士会館 映画 「ふたりの死刑囚」(鎌田麗香監督) 講演 死刑廃止に向けた日弁連の取り組み



神奈川県のアウトライントと天稗をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

活性化策」について、静岡県弁護士会から、委員会に参加する日当として1回につき3000円を支給している旨の報告がなされる等、インパクトのある報告もあった。理事者経験者等であれば、議題や報告内容等は過去に見聞きしたことがあるかもしれないが、新年度になって各会とも理事者が一新されている中で、その新たな問題意識のもとでの議論は大変有意義なものであった。

事前に資料を読み込んで万全の準備をしていた高橋健一郎副会長のメリハリある司会進行のもと、充実したやり取りがなされ、参加者には非常に参考になったのではないかと思われる。懇談会終了後の懇親会では、橋本信行会員が素晴らしい手品を披露し、会場を大いに盛り上げた。

(副会長 苑田 浩之)

山ゆり

学生時、深夜番組で「スタートレック」をよく見ていた。エンタープライズ号の艦長がピカードのシリーズだったと思う。彼は艦内で乗員が採めた際は「規約第何条はこう規定している」と端的にルールを宣告してトラブルを収めていた。当時の私は「格好いい」とは思いつつも、結構な違和感も覚えていた。ルールありきのドライな論法でない別の説得法があるようにも思えたのだ。その後自分は弁護士となり依頼者や相手方など立場の違う様々な人と接し、「それぞれに人は違う」という当然の事理を幾度も痛感する。今迄の人生が違えば思考も価値観も違って当然。故に「普通に考えれば」「常識的には」などという説得は往々にして空振る。そして、ピカード艦長の如く「法律はこう」「判例はこう」とドライな説明を口にする。ルールと結論を示すことは異なる人間同士のトラブル処理には確かに有効で、これで納得してくれる方々も多々いる。が、そうはいかない方々も勿論いる。そんな時「弁護士と艦長は違う」とこ

(大崎 徹)

全国一斉労働相談のトライ

規制緩和をさせない取組を

労働法制は、働く人の生命、健康、生活を護る人権保障規定であるが、これに「既得権益」とレッテルが貼られ、「規制緩和」が推し進められて

日には「労働時間規制を緩和する労働基準法の改正に断固反対する会長声明」を発表し、労働法制規制緩和に反対する取組を行ってきたが、改正派遣法は、昨年9月11日に成立してしまっ

思わせる相談もあった反面、解雇や雇止め等、景気が上向いたとは思えない相談も相変わらず多かつた。

当日の様子

かかる状況下、6月10日、日弁連と各単位会主催で、全国一斉労働相談ホットラインを実施した。当会では、18名の会

中では、実際には一般事務であるのに、26業種専門職派遣として昨秋の派遣法改正前の派遣期間制限に違反して長年働かされてきた派遣労働者から、派遣法改正により専門職派遣にも導入された

相談内容は、労働問題全般にわたり、辞職させてもらえないという、景気回復に伴う人手不足を

引き続き、関連委員会を協力して、労働法制を規制緩和させない取組を継続していく所存である。

(会員 佐藤 正知)

士業・事業者様向け・経営に関するセミナー&法律相談会

経営者のお悩みについて 分かりやすく解説

解説する杉原弘康会員

6月25日、当会会館において、「士業・事業者様向け・経営に関するセミナー&法律相談会」が開催された。

前半のセミナーでは、いずれも事業者が直面しやすい法律問題である労働問題、不動産問題、事業再生を取り上げた。

労働問題については、杉原弘康会員が、様々な類型の解雇の裁判例を踏まえて、解雇が無効とさ

れないために事業者が普段から準備すべきことについて説明した。

不動産問題については、松岡明生会員が、賃借人に通常損耗の原状回復義務を負担させることができるかについて、

事業再生については、横山朗会員が、私的再生と民事再生(法的再生)について、具体的なケースを踏まえて、それぞれの手続の流れ、相違点、メリット・デメリットを説明した。

いずれも専門的な分野ながらも、端的で分かりやすい講義内容であった。参加者からのアンケ

ート結果でも、概ね好評であった。

後半の無料法律相談会では、セミナー参加者のうち、相談を希望された方に対し法律相談を実施した。土曜日の午後開催ということもあり、盛況とはいえない状況であったが、予想外に士業の参加者の占める割合が高く、セミナーの質疑応答では、高度かつ鋭い質問が数多く飛んだことも付言しておく。

(会員 山田 英男)



戦後70年と横浜軍事裁判

第9回

潜水艦による商船襲撃事件と

吉住達二郎

会員 間部 俊明

44人が起訴された大型事件が309号潜水艦の商船襲撃事件である。

汽船、ノルウェー汽船合計12隻を魚雷等にて撃破し、800名以上の俘虜及び生存者より略奪、殴打、虐待または殺害することを命じ、指揮し、許

第6艦隊司令長官(中将)は、同艦隊所属の第8潜水艦隊司令官、第10潜水艦長及び海軍軍令部第1部長(中将)と、連

年11月、高等試験司法科合格後、同14年第一東京弁護士会に入会したが、同20年3月海軍法務中尉となつた。同年8月、舞鶴鎮守府臨時軍法会議法務官となり、同年12月、第二復員官となり、同21年3月、解除により退職し、同年5月、横浜弁護士会に入会した(当時38歳)。

の生存者を殺害し且つ略奪、殴打虐待等をなすことを計画謀議し、昭和18年3月より同20年8月まで、第6艦隊所属の複数の潜水艦が、トラック島クエゼリン島の西南太平洋及びマライ・ペナン島付近のインド洋等の海域において、米国汽船4隻、英国汽船6隻、オランダ

吉住によると、この事件で、日本海軍の潜水艦は、「敵の商船を撃沈し、海上に浮かんでいる敵国人を潜水艦上より機銃掃射して殺害した」とのことである。

この裁判の被告人らには、13人の日本人弁護士がついたが、横浜弁護士会からは、吉住達二郎が弁護士となった。

吉住は、判決から10年が経過した昭和33年3月24日、横浜地方検察庁において、調査担当の椎村透検事に對し、「全般的にみて刑の軽かつたのは、裁判が行われたのが、比較の後だったからだろう」と述べている。

吉住は、昭和4年、11年及び13年に横浜弁護士会会長を務めた吉住英三の長男として、明治41年4月6日、横浜市で生まれた。

この裁判で、潜水艦側は、大本営に命令されて行ったと主張し、大本営側は、そのような命令は出していないと反論した。すると検事側は、命令書なるものを証拠として出して来た。これに対し大本営側は、偽造文書だと言いつ張った。

当時の横浜地裁特号法廷

昭和12年11月、高等試験司法科合格後、同14年第一東京弁護士会に入会したが、同20年3月海軍法務中尉となつた。同年8月、舞鶴鎮守府臨時軍法会議法務官となり、同年12月、第二復員官となり、同21年3月、解除により退職し、同年5月、横浜弁護士会に入会した(当時38歳)。

(次回へ続く)

女性の権利110番

「待ちわびていた」の声



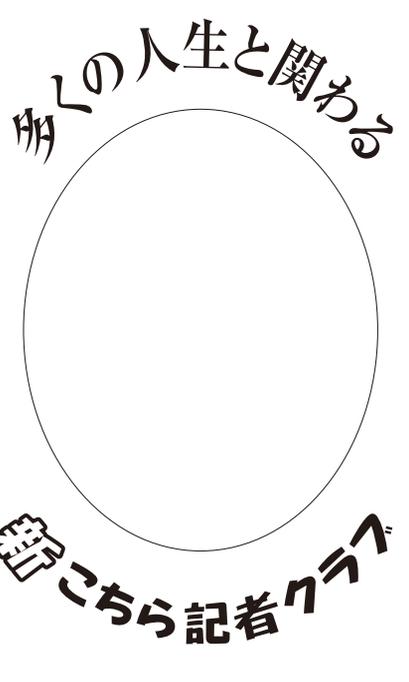
6月23日、当会と日弁連の共催で、神奈川県「女性の権利110番」が実施さ

れた。 「女性の権利110番」は、毎年、男女共同参画週間(6月23日から同月29日)にあわせて、全国各地の弁護士会が実施している。当会では6回線の臨時電話を設置し、午前10時から午後3時まで、常時約10名の会員が待機し、女性の権利一般に関する相談を受け付けた。

当日の様子

今年、県下の各自治体にチラシを設置して広報をしたことから、自治体から紹介された相談者が多く、全相談件数は32件であった。 昨年は、複数のテレビや新聞などで取り上げられたためか、相談件数が今年の2倍以上の69件であったが、「電話したのにつながらなかった」という感想が自治体を通じて寄せられていた。 これに対し、今年、常時電話がふさがっているという状態ではなかったが、コンスタントに相談が寄せられており、「自治体から紹介され、今日の電話を待ちわびていた」という声が多数聞かれた。昨年に比べ相談件数は減少したものの、必要としている人に適切な法的アドバイスを提供でき、充実した電話相談会となった。 なお、今年はこの110番で全国的に性的マイノリティの方からの相談も受け付けていたが、当会の相談においては性的マイノリティの方からの相談はなかった。 (会員 野口 杏子)

「横浜の司法担当は本紙に載るチャンスだ。ドンドン書け」 初任地の新潟で1年余りを過ごし、その後横浜に来て丸1年。今春にデスクから司法担当を命じられた。日中の居場所を県警本部から裁判所に移して裁判を傍聴する日々が始まった。新潟と違い、横浜地裁では全国の注目を集めるような裁判が相次ぐ。少年3人が起訴され、一審が終わった「川崎中1殺害事件」や「ベビーシッター事件」のような刑事裁判以外にも、数多の裁判が開かれている。不慣れな中で初公判や結審、判決を全国の読者に向けて次々に書いていった。



そんなある日、約1年前のひき逃げ事件の被害者から連い。一方で、かつて別の事件の加害者側だった人の声を。 どのけがを負わせた男性が少年院で担当教官と出会い、更生に至るまでを話してくれた。非常に勇気のいることだったと思う。 次々と始まる裁判の原稿に追われるうち、その裁判に多くの人生が関わっているという感覚が忘れがちな。 通常は淡々と判決まで報道して終わりということが多い。 裁判という手続きを通して全て終わりでなく、その節目が彼らの後にどんな影響を与えたのか。報道とそして司法が彼らにできることを考えて、取材していきたい。 (朝日新聞 横浜総局 古田 寛也)

聞かされた。 神奈川県の弁護士会が開いたシンポジウムだ。相手に後遺症が残るほ

会議も悪くない？

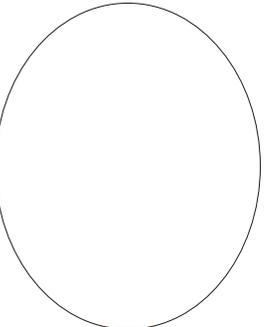
理事者室 だより

副会長 苑田 浩之

ある。当会の総会、会員集会、日弁連の定期総会、関弁連の定期弁護士大会もある。 これら以外に私が出席してきた会議は、当会外の方々が関わる会議に絞っても、例えば、横浜市空家等対策関係団体連絡会、法テラス神奈川県連絡協議会、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会、関弁連災害対策協議会、関東十国会正副議長会、日弁連全国給費制問題代表者会議、関弁連正副理事長等懇談会、関東十国会定時懇談会、日弁連全国広報担当者連絡会議、関弁連災害対策本部事務局会議、関弁連地区別懇談会、司法記者懇談会、市民会議、東弁等交流会、関東十国会正副議長会等である。 会議に向けた準備等に膨大な時間・労力等を費やすことも多い。司会や報告者等を務めることも多いし、発言・意見等を求められることも多い。 もう会議はうんざりという状態である。 しかし、最近、「会議も悪くない」と考えつつある自分に気づく。会議には人がいる。人が直接顔を合わせれば話も早いし、誤解がなくなることも多い。会議の出席者同士顔見知り程度にはなれるし、思わぬ人脈がでることもある。 もちろん無駄な会議は整理しなければならぬ。話し合いの合理化・活性化等も必要であろう。 それでもやはり「会議も悪くない」。このように自分に言い聞かせて私は今日も会議に臨むのである。

教えてください！

会員 飛田 桂 (66期)



常議員会では、積極的に議論が行われている。 品位を保ち、相手に敬意を払った上でなされる議論を聞くのは心地よく、勉強にもなる。 若手の質問というのは、年長の先生方には当たり前で退屈であったり、場合によっては失礼に映ったりするかもしれない。しかし、常議員会では、若手に対しても丁寧な説明がされている。 (「最近、世界的に、原因の一つは、時間をかけて築かれた制度が、短期間の運動によって、多数決で変更される、という傾向があるように聞く。 では、どうすればいいのか。今の当会のように、若手が質問をして、それに年長者の先生方が論理で説明を下さる、そうして、長年かけて築き上げてきた「当たり前のこと」を基礎づける論理を、若手も共有する。これが大切だと思料する。 常議員会や会員メンバーリストで行われていることは、現代社会における真の民主主義社会の実現を担っているのではないかと、ひそかに思っている。

常議員会 会員の

